

毎週火・金曜日(但し祝日・祭日を除く)
昭和四年四月十五日第三號郵便物取扱規則

(日)

鳥取県公報

目次

- ◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇県議会規則 鳥取県議会議事事務局規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

別表の鳥取県境港警察署の項中

水上警察官派出所	境港市朝日町	境港市のうち 花町、細町、入船町、東郷町、東本町、朝日町
港	榮町	中町、相生町、宋広町、本町、榮町、松ヶ枝町、日ノ出町、京町、明治町、大正町
駅前	大正町	蓮池町、浜ノ町、弥生町、米川町、馬場崎町、上道町

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十月一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

鳥取県公安委員会規則第三号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

水上警察官派出所	境港市朝日町	境港市のうち 花町、御町、入船町、東雲町、東本町、朝日町、上道町
港 "	" 栄町	" 中町、相生町、末広町、本町、栄町、松ヶ枝町、日ノ出町、京町
駅前 "	" 大正町	" 蓮池町、浜ノ町、弥生町、米川町、馬場崎町、明治町、大正町

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県議会規則

鳥取県議会議事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年十月一日

鳥取県議会議長 島田安夫

鳥取県議会議事務局規則第一号

鳥取県議会議事務局規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事務局規則(昭和三十八年四月鳥取県議会議事規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「技師」を削り、「技師補」を「運転

手」に改め、同条第三項中「主事、技師」を「及び主事」に改め、同条に次の二項を加える。

4 主事補は、事務員をもつてこれに充てる。

5 運転手及び監視は、技能労務員をもつてこれに充てる。

第四条第七項を削り、同条第八項中「及び技術」を削り、同条同項を同条第七項とする。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県議会議事務局規則第三条第三項の規定により書記を

もつて充てられている技師の職にある者については、この規則による改正後の鳥取県議会議事務局規則第三条第五項の規定にかかわらず、書記をもつて運転手の職に充てることができる。